

たか丸くんの使用に係る条件

- 1 関係法令の遵守に努めること。
- 2 第三者がたか丸くんに係る権利等を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに弘前市に連絡すること。
- 3 たか丸くんを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、弘前市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 4 たか丸くんの使用に際して、故意または過失により弘前市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- 5 本件たか丸くんの使用承認を受けた事項を変更する場合は、使用承認変更申請書（様式第4号）を弘前市に提出すること。
- 6 本件たか丸くんを使用する必要がなくなったときは、使用承認取消届（様式第5号）を弘前市に提出すること。
- 7 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無については、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- 8 その他、本件たか丸くんの使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。